

## 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

昭島市立富士見丘小学校  
校長 稲垣 達也

### 1 いじめ防止対策推進法の制定と対応

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に推進する（第1条関係）。

〔法を踏まえて対応すべき主な事項〕

- （法第13条）いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の制定。
- （法第15条）道徳教育、人権教育、体験活動等の充実。
- （法第16条）いじめ早期発見のための定期的な調査実施、相談体制の整備。
- （法第22条）いじめの防止等の対策のための組織の設置。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（第2条関係） ※ 最終ページに参考資料掲載

### 3 いじめ対策の基本方針

- ア **組織で対応**：いじめは、どの学校どの学級にも起こり得るという認識の下、未然防止・早期発見を重視して取り組む。すべての教職員・関係者が情報を共有し、共通の認識の下、組織全体で早期解消を図る。
- イ **児童の自己有用感の醸成**：一人一人が「かけがえのない存在として大切にされている」ことを実感できるように、児童に寄り添った支援、豊かな人間関係、高い人権感覚、確かな学力、成就感や達成感を味わえる教育活動を展開する。
- ウ **児童理解と相談体制の充実**：児童理解に基づいた集団づくりに重点を置き、児童が困難さを感じたりした時に一人で悩みを抱えない雰囲気を作る。
- エ **教員の人権感覚の向上**：教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### 4 いじめ対策の柱

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定（本方針）
- イ **いじめ対策の日：（令和6年度より）各学期1回**
- ウ いじめ対策委員会、いじめに関する連絡協議会等の定期的な実施と確実な記録
- エ いじめに関する教員研修の実施：5月、10月、1月
- オ いじめ実態調査の実施（含む年2回のQ U調査）：6月、11月、2月
- カ いつでも相談できる体制の充実：スクールカウンセラーによる面接の実施など
- キ いじめに関する授業の実施：全学級 道徳の授業等で每学期1回以上実施
- ク 児童による人権集会の開催：12月
- ケ いじめ対策実施状況の点検・評価の実施：2月